

## 青梅市墓地公園区画墓地使用者の募集

### ◆ 申込のしおり配布期間

令和7年12月1日(月)から令和7年12月26日(金)  
まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

### ◆ 申込期間

令和7年12月1日(月)から令和7年12月26日(金)

まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

### ◆ 申込のしおり配布場所、申込場所および時間

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1

青梅市環境部環境政策課管理係(市役所5階)

午前8時30分から午後5時まで

※令和7年12月17日まで郵送請求可

### ◆ 申込方法

申込方法は、次のいずれかに限ります。

○直接…区画墓地使用申込書に必要事項を記入の上、申込場所へ直接持参する。

○郵送…区画墓地使用申込書に必要事項を記入の上、申込場所の住所まで郵送する。

(令和7年12月26日(金)までの消印有効)

### ◆ 抽選日時および会場

(1) 自由墓地：令和8年1月13日(火)午前10時

(2) 規格墓地：令和8年1月13日(火)午後2時

会場はともに青梅市役所 議会棟3階大会議室(要出席)

※委任状があれば代理人による出席が可能です。

### 問合せ先

青梅市環境部環境政策課管理係

電話番号0428-22-1111

(内線2536・2537)



## 1 墓地の種別

### (1) 自由墓地

納骨室、排水設備等がないため、使用者による施工工事が必要となる墓地です。なお、墓碑、墓誌等の設置については、一定の条件があります。

また、管理料は、必要な都度改定があります。

### (2) 規格墓地

納骨室、排水設備等備えた規格の墓地です。なお、墓碑、墓誌等の設置については、一定の条件があります。

また、管理料は、必要な都度改定があります。

### (3) 区画墓地

自由墓地および規格墓地をいいます。

## 2 公募する墓地

公募する自由墓地および規格墓地の箇所数は、自由墓地が3ヶ所、規格墓地が12ヶ所の合計15ヶ所で、区画番号、面積、永代使用料および管理料は次の表のとおりです。

自由墓地は、墓地の区画のみを提供するため、使用者御自身での整地が必要となりますので、御了承の上、お申込ください。

規格墓地は、昭和44年以降順次使用を開始し、未使用の状態ではありません。そのため、納骨設備（カロート）の一部に土や水分の浸入がございますので、御了承の上、お申込みください。

### (1) 自由墓地

No.	区画番号	面積 (m <sup>2</sup> )	永代使用料 (円)	年間管理料 (円)	整地参考 見積(円)
1	第1区第17番第7号	9	126,000	4,680	641,850
2	第2区第15番第3号	8	112,000	4,160	835,450
3	第3区第11番第8号	10	140,000	5,200	714,202

※整地参考見積（税込）については、あくまでも参考です。施工業者によっては大きく金額が異なることがございますので、御了承ください。

## (2) 規格墓地

No.	区画番号	面積 (m <sup>2</sup> )	永代使用料 (円)	年間管理料 (円)
1	第1区第1番第2号	4.50	340,000	4,365
2	第1区第1番第36号	4.50	340,000	4,365
3	第1区第7番第30号	4.50	340,000	4,365
4	第1区第15番第8号	4.50	340,000	4,365
5	第2区第2番第7号	4.50	340,000	4,365
6	第5区第1番第13号	4.50	340,000	4,365
7	第5区第8番第26号	4.50	340,000	4,365
8	第5区第10番第5号	4.50	340,000	4,365
9	第6区第5番第10号	4.50	340,000	4,365
10	第7区第8番第15号	4.50	340,000	4,365
11	第8区第5番第32号	3.75	280,000	3,637
12	第8区第7番第8号	3.75	280,000	3,637

### 3 墓地の見学

墓地の見学については、配置図を御確認の上、他の墓参者の御迷惑にならないよう各自でお願いいたします。

自由墓地の使用予定者に当選した方には、当選順に抽選会場において使用を希望する区画を選んでいただきます。区画により面積、条件等が異なりますので、事前に必ず墓地を御確認の上、抽選に御参加ください。

規格墓地は番号抽選のため、区画を希望選択することができませんが、申込前に予め現地を御確認いただくことをお勧めいたします。

### 4 申込者資格

#### (1) 資格

次の条件をすべて満たしていること。

ア 令和4年4月1日以前から引き続いて青梅市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にもとづき、青梅市の住民

基本台帳に記録されていること。

- イ 埋蔵しようとする焼骨を現に所持していること。
- ウ 祖先の祭しを主宰すべき者であること。なお、申込者と埋蔵しようとする焼骨との関係は次のいずれかに該当するものとする。
  - (ア) 3親等以内の血族
  - (イ) 配偶者
  - (ウ) 2親等以内の姻族
  - (エ) 養父母または養子
  - (オ) その他市長が特に認めたもの
- エ 現に区画墓地の使用許可を受けていない者であること。

### 祭しの主宰者とは

葬儀の喪主、法事の施主等を務めた方、あるいは死亡届等を提出した方等、御遺骨を守っていく立場にある方のことといいます。

#### (2) 注意事項

- ア 分骨による申請はできません。
- イ すでに埋葬、納骨された遺骨での申請（改葬）はできません。
- ウ 法人での申請はできません。

#### 5 申込書の配布期間

青梅市役所本庁舎 5階 環境政策課にて配布

令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）まで  
(土曜日、日曜日および祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで

※令和7年12月17日（水）まで郵送請求可

#### 6 申込期間、申込場所および申込方法

##### (1) 申込期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）まで  
(土曜日、日曜日および祝日を除く)

##### (2) 申込場所

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1

青梅市環境部環境政策課管理係（市役所 5 階）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(3) 申込方法

次のいずれかに限ります。

○直接…区画墓地使用申込書、区画墓地使用者の募集同意書に必要事項を記入の上、申込場所へ直接持参する。

（土曜日、日曜日および祝日を除く）

○郵送…区画墓地使用申込書、区画墓地使用者の募集同意書に必要事項を記入の上、申込場所の住所まで郵送する。（令和 7 年 1 月 26 日（金）までの消印有効）

※申込書類の御発送後、下記連絡先まで御一報ください。

青梅市環境部環境政策課管理係：0428-22-1111

（内線 2536、2537）

## 7 申込の際の注意事項

(1) 申込できる墓地の種別は、自由墓地または規格墓地のいずれか一方と

なります。

(2) 次の場合は申請が無効となります。

ア 同一人が二重に申請した場合

イ 同一遺骨で複数の者が申し込んだ場合

ウ 提出書類に不備があり、補正される見込みがない場合

## 8 使用場所の決定および選考方法

(1) 受付番号を記載した通知を窓口申込の方には窓口でお渡しし、郵送申込の方には申込者に郵送します。受付番号を記載した通知は、令和 8 年 1 月 13 日（火）の抽選に必ず御持参ください。

なお、抽選は募集数に対する申込者数に関わらず実施します。

ア 抽選には、申込者本人が出席してください。やむを得ず代理人が出席する場合は委任状を持参してください。

イ 抽選時に申込者または代理人が欠席および遅刻した場合は、申込を放棄したとみなします。

(2) 自由墓地の使用場所の決定および選考方法

ア 自由墓地の抽選は、当選者および当選者が公募区画を選ぶ順位を決

めるために実施します。申込者は抽選会場において当選順に公募区画を選んでいただきますので、事前に使用を希望する公募区画の検討をお願いいたします。

なお、自由墓地の選択は当選順となりますので、他の当選者が選んでしまった区画を選択することはできません。複数の希望区画および優先順位を御検討ください。

イ　自由墓地は、申込者が募集数に満たない場合でも、公募区画を選ぶ順位を決める公開抽選を実施します。

ウ　自由墓地は、現況のままの提供となります。

### (3) 規格墓地の使用場所の決定および選考方法

ア　規格墓地の抽選は、当選番号に応じて公募区画が決定されます。公募区画の希望選択はできませんので御了承ください。

イ　規格墓地は、申込者が募集数に満たない場合でも、市長があらかじめ定める区画番号に対する使用予定者を公開抽選で決定します。

## 9 换算者の権利有効期間

使用予定者の中で、辞退および失格者（焼骨をお持ちでないことが判明した方や事前に分割納付を希望された方以外で永代使用料を納期限までに納付しなかった方）が出た場合は、換算者上位の順から御連絡します。

なお、換算者の権利有効期間は令和8年3月末日をもって消滅します。

## 10 申込から使用開始まで

### (1) 公募および申込期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）まで

### (2) 抽選日時および会場

ア　自由墓地：令和8年1月13日（火）午前10時

イ　規格墓地：令和8年1月13日（火）午後2時

ア、イともに青梅市役所　議会棟3階大会議室

### (3) 使用予定者・換算者墓地公園区画墓地使用説明会

令和8年1月13日（火）

墓地の種別ごとに抽選会終了後、引き続き行います。

### (4) 使用予定者辞退申出期限

令和8年1月28日（水）

(5) 許可申請書提出期限

令和8年1月30日（金）

(6) 永代使用料の支払い

令和8年2月13日（金）から市が定める納期限まで

※永代使用料の完納まで区画墓地を使用することはできません。

(7) 使用の開始日

令和8年4月1日（水）（予定）

## 11 墓地公園使用上の注意

墓地公園の円滑な運営を図るため、青梅市墓地公園条例および同施行規則を平成31年4月1日付けで公布しています。この中で、使用にあたり必要な注意事項が次のとおりありますので御留意願います。

(1) 永代使用料

永代使用料は、当選した区画墓地使用予定者に区画墓地使用前にお支払いいただくものです。

なお、永代使用料は自由墓地では1平方メートルにつき14,000円で使用面積に応じ算出されます。規格墓地では、4.5平方メートルのもので340,000円、3.75平方メートルのもので280,000円です。

(2) 管理料

ア 管理料は、毎年4月末日（4月末日が祝日等の場合は翌営業日）までに清掃その他区画墓地の管理に要する経費として区画墓地使用者（以下「使用者」という。）に年1回お支払いいただくものです。

イ 管理料は、自由墓地が1平方メートルにつき1年520円、規格墓地が1平方メートルにつき1年970円です。

ウ 納付期日までに管理料のお支払いがない場合は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じて延滞金が発生します。

(3) 焼骨の埋蔵等

使用者は、焼骨の埋蔵または改葬をしようとする際、使用許可証に火葬許可証または改葬許可証を添えて市長（環境政策課）に提出し、所要事項の記載を受けてください。この手続をしないと焼骨の埋蔵はできません。

なお、使用者は、使用の許可を受けた日の翌日から起算して1年以内に焼骨を埋蔵してください。

規格墓地では、埋蔵予定日の2週間前までに御連絡いただきますと、市で納骨室の蓋を覆う芝や土を掘り出し、開けやすくする準備をいたします。

なお、芝や土を埋め戻す作業は、使用者様にお願いしております。

(使用者様から石材店に依頼して埋め戻していただくことが多いです。)

#### (4) 使用権の承継

区画墓地の使用権を承継しようとする者は「青梅市墓地公園承継使用届」に次に掲げる書類を添えて、市長(環境政策課)に提出してください。

なお、承継に伴う使用許可証の書替手数料は、1件300円です。

ア 使用者の使用許可書

イ 戸籍謄本その他の承継原因を証明する書類

承継とは、現使用者が死亡した等の理由で、祖先の祭しを主宰すべき方(妻、子等)が墓地を引き継ぐことです。

#### (5) 使用している区画墓地の返還

何らかの理由で使用している区画墓地を返還しようとする方は、「青梅市墓地公園区画墓地返還届」に使用許可証を添えて市長(環境政策課)に提出してください。

なお、既納の使用料および管理料は原則としてお返しいたしません。

また、次に該当する理由があった場合は、区画墓地の使用権は消滅します。

ア 使用者が死亡した日の翌日から起算して2年を経過しても、使用権を承継しようとする者がいないとき。

イ 使用者が住所不明となった日の翌日から起算して5年を経過したとき。

#### (6) 使用許可証の再交付

使用許可証を紛失したときは、「青梅市墓地公園使用許可証再交付申請書」を市長(環境政策課)に提出し、再交付を受けてください。

なお、再交付手数料は1件100円です。

#### (7) 使用許可証記載事項の変更

使用者の本籍、住所または氏名を変更したときは、すみやかに「青梅市墓地公園使用許可証記載事項変更届」に住民票の写し等を添え、市長(環境政策課)に提出して、使用許可証の訂正を受けてください。

#### (8) 区画墓地の設備

使用者が使用許可を受けた区画墓地の設備工事を施工しようとするときは、あらかじめ「青梅市墓地公園使用場所設備工事施工届」を市長（環境政策課）に提出してください。

なお、使用者は、使用の許可を受けた日の翌日から起算して1年以内に、区画墓地に墓碑等を設置してください。

(9) 規格墓地の設備等の制限

規格墓地を使用する場合は、市長が指定する設備以外のもの（灯笼、植木等）を設けたり、規格墓地付属の納骨室その他既成設備（境界壁、石段、植栽、芝等）の現状を変更したりすることはできません。

(10) 使用者の管理義務

使用者は使用許可を受けた区画墓地について、常に適正な維持管理をするよう努めてください。

(11) 供物等の処理

墓地公園の美観を保ち、園内を衛生的にするため、原則生花等供物およびその他発生したゴミはお持ち帰りください。

なお、生花等供物は墓地公園管理者において処分する場合があります。

(12) 罰則

ア 次のいずれかに該当する場合は、区画墓地の使用許可を取り消すことがあります。

- (ア) 使用許可を受けた目的以外に区画墓地を使用したとき
  - (イ) 使用権を譲渡し、または使用許可を受けた区画墓地を転貸したとき
  - (ウ) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき
  - (エ) 使用許可を受けた区画墓地を、適正な維持管理をしないまま3年を経過したとき
  - (オ) 偽りその他不正な手段により、永代使用料または管理料の徴収を免れたとき
  - (カ) 市長が定める納期限を経過した後5年間管理料を納付しないとき
  - (キ) 法令、青梅市墓地公園条例、同施行規則および指示に違反したとき
- イ 次のいずれかに該当した者は、5万円以下の過料に処することができます。
- (ア) 使用許可を受けた目的以外に使用許可を受けた区画墓地を使用した者
  - (イ) 使用権を譲渡し、または使用許可を受けた区画墓地を転貸した者

- (ウ) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得た者
- (エ) 偽りその他不正な手段により使用料または管理料の徴収を免れた者
- (オ) 青梅市墓地公園条例、同施行規則および指示に違反した者
- (カ) 使用許可を得ないで墓地公園を使用した者
- (キ) 墓地公園内の施設を故意に滅失し、または毀損した者

以上